

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 平成四年宮城県告示第四百三十七号(証紙代金収納計器の取扱いに関する事務を行う者の指定)の一部を改正する告示 (税 務 課) 一
- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 一
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 三
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 三
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 三
- 都市計画の変更 (都市計画課) 三
- 都市計画事業の認可 (同) 三
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (六件) (教育庁特別支援教室) 五

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

告 示

○宮城県告示第三百二十五号

証紙代金収納計器の取扱いに関する事務を行う者の指定(平成四年宮城県告示第四百三十七号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月四日から施行する。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「第百八条の四第一項」を「第九十七条第一項」に、「仙台市宮城野区苦竹四丁目二番二十号」を「仙台市宮城野区中野字腰廻九十九番地」に、「社団法人全国軽自動車協会連合会宮城県事務所」を「一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮城県事務所」に改める。

○宮城県告示第三百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------------|-------------------|------------|
| 医療法人広伸会わたなべ 皮フ科クリニック | 大崎市鹿島台平渡字巳待田四百三十一 | 平成二十六年一月一日 |
| 穂波の郷弓南科医院 | 大崎市古川穂波七十四一十八 | 平成二十六年二月一日 |

○宮城県告示第三百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|--------------|-------------------|---------------|
| わたなべ皮膚科クリニック | 大崎市鹿島台平渡字巳待田四百三十一 | 平成二十五年十二月三十一日 |
| 穂波の郷弓歯科医院 | 大崎市古川穂波七十四ー十八 | 平成二十六年一月三十一日 |
| 松ヶ丘歯科医院 | 岩沼市松ヶ丘一ー十一ー九 | 平成二十六年二月二十日 |

○宮城県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 変更新前 | 変更新後 | 名 称 | 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|---|----------------|-----------------------|----------------|--------------|
| 有 限 会 社 へ び た 調 剤 薬 局 | 石巻市蛇田字東道下百十六ー五 | まだらめ内科医院 | 石巻市蛇田字東道下百十六ー一 | 平成二十六年二月二十二日 |
| 薬局みらい号 | 石巻市わかば二ー一ー四 | 佐藤・みみ・はなの ビクターニックス | 石巻市わかば二ー一ー五 | 平成二十六年二月二十二日 |
| | 石巻市蛇田字東道下百十六ー一 | | 石巻市わかば二ー一ー五 | 平成二十六年二月二十二日 |
| | 石巻市わかば二ー一ー五 | | 石巻市わかば二ー一ー五 | 平成二十六年二月二十二日 |
| | 石巻市蛇田字東道下百十六ー一 | | 石巻市わかば二ー一ー四 | 平成二十六年二月二十二日 |
| | 石巻市蛇田字東道下百十六ー一 | | 石巻市蛇田字東道下百十六ー一 | 平成二十六年二月二十二日 |
| | 石巻市蛇田字東道下百十六ー一 | | 石巻市わかば二ー一ー四 | 平成二十六年二月二十二日 |
| | 石巻市蛇田字東道下百十六ー一 | | 石巻市わかば二ー一ー五 | 平成二十六年二月二十二日 |
| | 石巻市わかば二ー一ー一 | | 石巻市わかば二ー一ー一 | 平成二十六年二月二十二日 |

| 変更新前 | 変更新後 | 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|--------------|------------------|------------|------------------------|---------------|---------------------|------------|
| フレンド薬局石巻 | 石巻市蛇田字西道下百八十一ー一 | 〇四一一一〇〇一〇〇 | 障害福祉サービス事業所しおかぜ | 生活介護 | 社会福祉法人しおかぜ福祉会 | 平成二十六年四月一日 |
| ファーマライズ薬局石巻店 | 石巻市蛇田字東道下七十一ー二 | 〇四一一五〇〇六五五 | つばさ大崎市田尻通本字一本柳二十二番地三 | 生活介護 | 特定非営利活動法人ユアパトナーおおさき | 平成二十六年四月一日 |
| 有限会社キクユウ薬局 | 石巻市わかば二ー一ー三 | 〇四一二二一〇〇四九 | さくららの風柴田郡大河原町字広瀬町十二番地六 | 生活介護 | 社会福祉法人白石陽光園 | 平成二十六年四月一日 |
| カメイ調剤薬局石巻店 | 石巻市南境字新小堤百六十二ー一五 | | | | | |
| ひかり薬局石巻 | 石巻市美園三ー一ー十 | | | | | |

○宮城県告示第三百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 変更新前 | 変更新後 | 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|--------------|------------------|------------|------------------------|---------------|---------------------|------------|
| フレンド薬局石巻 | 石巻市蛇田字西道下百八十一ー一 | 〇四一一一〇〇一〇〇 | 障害福祉サービス事業所しおかぜ | 生活介護 | 社会福祉法人しおかぜ福祉会 | 平成二十六年四月一日 |
| ファーマライズ薬局石巻店 | 石巻市蛇田字東道下七十一ー二 | 〇四一一五〇〇六五五 | つばさ大崎市田尻通本字一本柳二十二番地三 | 生活介護 | 特定非営利活動法人ユアパトナーおおさき | 平成二十六年四月一日 |
| 有限会社キクユウ薬局 | 石巻市わかば二ー一ー三 | 〇四一二二一〇〇四九 | さくららの風柴田郡大河原町字広瀬町十二番地六 | 生活介護 | 社会福祉法人白石陽光園 | 平成二十六年四月一日 |
| カメイ調剤薬局石巻店 | 石巻市南境字新小堤百六十二ー一五 | | | | | |
| ひかり薬局石巻 | 石巻市美園三ー一ー十 | | | | | |

○宮城県告示第三百三十号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | | | |
|-------|-------------|------|-------|--------|--------------------|-------|---------------|
| 実施年月日 | 平成二十六年六月十一日 | 実施区域 | 色麻町全域 | 検査受付時間 | 午前十時三十分から午後二時三十分まで | 実施の場所 | 色麻町農村環境改善センター |
|-------|-------------|------|-------|--------|--------------------|-------|---------------|

○宮城県告示第三百三十一号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。
平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | |
|-----|----|-------|----------|---------|-------------|
| 地区名 | 上沼 | 事業の名称 | 基幹農道整備事業 | 工事完了年月日 | 平成二十六年一月十五日 |
|-----|----|-------|----------|---------|-------------|

○宮城県告示第三百三十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十六年三月二十七日
- 二 商号又は名称等

| | | | | | | | | | |
|----------------|------------|------------|-----------------|--------|----------------|----------------------|------------------|-------|------------|
| 商号又は名称及び代表者の氏名 | 市川産業 市川 良一 | 主たる営業所の所在地 | 伊具郡丸森町字田町北四十二一三 | 建設許可番号 | 般一二十三第一万三千五百四号 | 申請区分及び許可を取り消した建設業の種類 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 | 受付年月日 | 平成二十六年三月七日 |
|----------------|------------|------------|-----------------|--------|----------------|----------------------|------------------|-------|------------|

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。
なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。
平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画道路
- 2 名称 三・三・二三一号清水沢多賀城線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 追加する部分
多賀城市八幡一丁目、東田中字志引、八幡字六貫田及び同字一本柳の各一部
- 2 廃止する部分
多賀城市八幡一丁目、東田中字志引、八幡字庚田、同字六貫田及び同字一本柳の各一部

○宮城県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。
平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類 大崎広域都市計画道路事業
- 2 名称 三・五・十二号並柳福浦線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地
 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分
 宮城県大崎市古川七日町及び古川三日町一丁目地内

2 使用の部分
 なし

○宮城県告示第三百三十五号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十六年四月四日

一 組合の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事務所の所在地
 岩沼市三色吉南土地区画整理組合

三 設立認可の年月日
 平成十一年十一月四日

四 変更認可の年月日
 平成二十六年三月二十八日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | |
|-----------|-------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 一 病院及び診療所 | | |

| | | |
|-----------|--------------------|------------|
| おのだクリニク | 加美郡加美町字下原三十八ー三 | 平成二十五年八月一日 |
| 気仙沼市立本吉病院 | 気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二ー二 | 平成二十五年八月一日 |

二 薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|-------------------|-------------|
| おれんじ薬局 | 黒川郡富谷町成田四ー十八ー九 | 平成二十五年七月一日 |
| ルミル薬局名取店 | 名取市愛の杜二ー一ー五 | 平成二十五年八月一日 |
| 中川薬局利府店 | 宮城県利府町青山二ー一ー十 | 平成二十五年十一月一日 |
| ユウハート調剤薬局 | 登米市迫町佐沼字江合二ー十二ー十二 | 平成二十五年十一月一日 |
| アイン薬局岩沼店 | 岩沼市中央一ー三ー十 | 平成二十五年十一月一日 |
| スマイル薬局玉浦店 | 岩沼市押分字新田東百三十八ー一 | 平成二十五年十一月一日 |
| スマイル薬局河北店 | 石巻市成田字小塚百三十二ー四 | 平成二十五年十一月一日 |
| 古川調剤薬局宮崎店 | 加美郡加美町宮崎字屋敷五ー十六ー一 | 平成二十五年十一月一日 |
| サミー薬局矢本店 | 東松島市矢本字大溜三十二ー一 | 平成二十六年一月一日 |
| なでしこ薬局ますざわ | 本吉郡南三陸町歌津字枅沢九十一ー一 | 平成二十六年一月一日 |
| カワチ薬局岩沼店 | 岩沼市たけくま二ー三ー五十七 | 平成二十六年二月一日 |

三 指定訪問看護事業所等

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|--------------|-------------|
| 訪問看護ステーションてあいて | 石巻市小船越字堤下六十六 | 平成二十五年十二月一日 |

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があつたので、同法第六十九條の規定により公告する。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

| 変更前 | 名称 | 所在地 |
|-----|----------|-----------------------------------|
| 変更前 | イオン薬局石巻店 | 石巻市蛇田字新金沼百七十 |
| 変更後 | | 石巻市茜平四一四四 |
| 変更前 | ひがし薬局七ヶ宿 | 刈田郡七ヶ宿町字関百一一 |
| 変更後 | | 刈田郡七ヶ宿町字関百八十四 |
| 変更前 | つばさ薬局玉川店 | 塩竈市玉川一五十二 |
| 変更後 | | 塩竈市玉川一五十六 |
| 変更前 | 薬局みらい号 | 石巻市蛇田字東道下石巻市蛇田北部土地区画整理組合保留地十街区一画地 |
| 変更後 | | 石巻市わかば二一五一 |

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市南長谷字海道南三番一
 岩沼市南長谷字鳥井木六十七番地

遠西 俊行
 遠西 智恵

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務（若林コース）
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成二十九年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県立小松島支援学校通学区区域内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 7 宮城県入札契約等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
- なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第百六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三三）へ平成二十六年四月七日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子方式方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限
宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二二二一一三七一四）

平成二十六年四月八日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年四月七日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月八日（火）午前九時から平成二十六年四月十一日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月十一日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十六年四月十六日（水）午前九時から午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

- イ 日時 平成二十六年四月十六日(水) 午後五時必着
- ロ 場所 2に同じ
- ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。
- ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十六年四月十七日(木) 午前九時三十分

- (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができる者 二に定める資格を有しない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十九号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があつた場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このこと

により契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

- 11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となつた等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。
- 12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service required : School bus service for students attending Miyagi Prefectural Komatushima Special Needs School (including a special bus, driver and assistant)
- 2 Duration of Contract : From the contract conclusion date to March 31, 2017
- 3 Deadline for Bid : April 16, 2014, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Person : Katsuki Usui, Special Needs Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務(古城コース)
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成二十九年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県立小松島支援学校通学区域内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時連行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 入札参加資格申請場所及び提出期限
 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十六年四月七日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用
 (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子方式方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二―二二一―三七一四）

3 入札説明書の交付期限
 平成二十六年四月八日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年四月七日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月八日(火)午前九時から平成二十六年四月十一日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月十一日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年四月十六日(水)午前九時から午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年四月十六日(水)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年四月十七日(木)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十九号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service required : School bus service for students attending Miyagi Prefectural Komatsushima Special Needs School (including a special bus, driver and assistant)

2 Duration of Contract : From the contract conclusion date to March 31, 2017

3 Deadline for Bid : April 16, 2014, 5 : 00 pm.

4 Contact Person : Katsunaki Usui, Special Needs Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務（長町コース）

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成二十九年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立小松島支援学校通学区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であることを。
(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 入札参加資格申請場所及び提出期限
宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―一三三三三）へ平成二十六年四月七日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子方式方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二一三七一四）

3 入札説明書の交付期限

平成二十六年四月八日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年四月七日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月八日（火）午前九時から平成二十六年四月十一日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月十一日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年四月十六日（水）午前九時から午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年四月十六日（水）午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。
ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年四月十七日（木）午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするのの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十九号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があつた場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求

することができ。

- 11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。
- 12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service required : School bus service for students attending Miyagi Prefectural Komatsushima Special Needs School (including a special bus, driver and assistant)
- 2 Duration of Contract : From the contract conclusion date to March 31, 2017
- 3 Deadline for Bid : April 16, 2014, 5 : 00 pm.
- 4 Contact Person : Katsunaki Usui, Special Needs Education Division, Board of Education

Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務（八木山コース）
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成二十九年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立小松島支援学校通学区域内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
 - （一） 入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 - 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - （二） 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
 - （三） 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- （四） 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

しているとき認められる。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三三三)へ平成二十六年四月七日(月)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子方式方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班(電話〇二二一三三七一四)

3 入札説明書の交付期限

平成二十六年四月八日(火)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年四月七日(月)まで2あて申し出る。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月八日(火)午前九時から平成二十六年四月十一日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月十一日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年四月十六日(水)午前九時から午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十六年四月十六日(水)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年四月十七日(木)午前十一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要

- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十九号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

- 11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。
- 12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service required : School bus service for students attending Miyagi Prefectural Komatsushima Special Needs School (including a special bus, driver and assistant)
- 2 Duration of Contract : From the contract conclusion date to March 31, 2017
- 3 Deadline for Bid : April 16, 2014, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Person : Katsuaki Usui, Special Needs Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務（西多賀コース）
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成二十九年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立小松島支援学校通学区内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
 - なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―一三三三三）へ平成二十六年四月七日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二一二二一―一三七一四）

入札説明書の交付期限
平成二十六年四月八日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年四月七日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月八日（火）午前九時から平成二十六年四月十一日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月十一日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年四月十六日（水）午前九時から午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年四月十六日（水）午後五時必着

- 口 場所 2に同じ
- ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までには到着するように提出すること。
- ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

- 6 開札の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十六年四月十七日(木) 午前十一時三十分
 - (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県庁行政庁舎十六階 教育庁会議室

- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とする

- 6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要

- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十九号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

- 11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。
- 12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

- Summary
- 1 Service required : School bus service for students attending Miyagi Prefectural Komatsushima Special Needs School (including a special bus, driver and assistant)
- 2 Duration of Contract : From the contract conclusion date to March 31, 2017
- 3 Deadline for Bid : April 16, 2014, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Person : Katsunaki Usui, Special Needs Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務(八乙女コース)
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成二十九年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県立小松島支援学校通学区区域内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 入札参加資格申請場所及び提出期限
宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十六年四月七日（月）午後五時までに申請すること。

五）へ平成二十六年四月七日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用
(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限
宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二一二一一三七一四）

4 一般競争入札参加資格審査
平成二十六年四月八日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年四月七日（月）まで2あて申し出ること。

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

4 一般競争入札参加資格審査
平成二十六年四月八日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年四月七日（月）まで2あて申し出ること。

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月八日（火）午前九時から平成二十六年四月十一日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月十一日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年四月十六日（水）午前九時から午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年四月十六日（水）午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年四月十七日（木）午後一時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十九号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service required : School bus service for students attending Miyagi Prefectural Komatsushima Special Needs School (including a special bus, driver and assistant)

2 Duration of Contract : From the contract conclusion date to March 31, 2017

3 Deadline for Bid : April 16, 2014, 5 : 00 p.m.

4 Contact Person : Katsunaki Usui, Special Needs Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により各候補者から提出のあった平成

二十五年七月二十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選挙告示第一号の一部を次のとおり改める。

平成二十六年四月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

候補者巨智子の第二回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の期間中

「平成25年5月21日」を「平成25年3月8日」に改める。

3 報告書の要旨の収入中

「中里 重士 会社経営 36,000」を次に

「幸福実現党宮城県本部 政治団体 560,000」を「~~560,000~~」

「今回計 7,036,000」を

「今回計 7,596,000」に改め、

「総計 7,036,000」を

「総計 7,596,000」に改める。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第42号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成26年4月4日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

1 資格審査の種類、期日及び場所

| 資格審査の種類 | 資格審査の期日 | 資格審査の場所 |
|--|--------------|-----------------|
| 新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 | | |
| 既に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者 | 平成26年5月14日から | 仙台市泉区市名坂字高倉65番地 |
| 新たに大型、中型自動車第二種免許及び | | |

| | | |
|--|--------------|-------------|
| 普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者等で平成25年、26年度自動車安全センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者 | 平成26年7月31日まで | 宮城県運転免許センター |
| 自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者 | | |

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成26年4月4日（金）から平成26年4月25日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成26年4月4日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221、222）